

岩手県告示第 106 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

平成 21 年 2 月 3 日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 342 号
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
一関市巖美町字下真坂 5 番 3 地先から 4 番地先まで	新	m 126.7～16.0	m 182.6
	旧	48.0～14.2	182.6

- 4 変更の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間

- (1) 場所 県南広域振興局一関総合支局土木部
- (2) 期間 平成 21 年 2 月 3 日から同年 3 月 3 日まで